

3. 介護等体験

本学の「介護等体験」は、全学教職センター組織の中に「介護等体験専門委員会」を置き、センター専任教員が委員長となってその運営にあっている。委員会は介護等体験実施の対象学生が所属する教育学部・人文社会科学部・理学部の3学部それぞれから選出された委員各2名と、上記のセンター専任教員（委員長）計7名によって構成される。なお、農学部、工学部では高等学校（理科，農業，工業）教員免許状を取得できるが、「介護等体験」は必要としないので、委員を選出していない。

「介護等体験」は教育学部では2年次に、人文社会科学部・理学部では3年次に設定しているが、その前年度12月から具体的な準備に入り、実施年度の2月末頃までを1つのサイクルとして運営していくことになる。

【令和2年度】

- ・12月15日（火）～18日（金） 介護等体験専門委員会（メール会議）開催
- ・1月19日（火） 介護等体験オリエンテーション（教育学部）
- ・ 29日（金） ” ” （人文社会科学部，理学部）

【令和3年度】

上記のようにして令和3年度の実施に向けて準備をしていたが、年度末の時点で、令和2年8月11日に公布された「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和2年文部科学省令第29号）の適用期間が延長されることとなったので、関係機関と協議のうえで、令和3年度も「社会福祉施設体験」「特別支援学校体験」とも全て実施せず、上記の省令に基づいて大学（教育学部）における特別支援教育に関する授業科目の受講（単位修得）をもって代替とすることとした。

教育学部障害児教育教室との調整を経て、これに該当する授業科目を「障害児教育総論」に定め、7月までに学生に事情説明・周知を図り、特別支援学校教員免許状の取得を予定（希望）して既に特別支援教育に関する科目の単位修得をしている学生を除き、全員が同科目を受講することとした。

授業は10月23日（土）～30日（土）に集中形式（オンライン+オンデマンド）で実施された。

【令和4年度実施に向けて】

令和3年度末の時点においても「新型コロナウイルス」感染の問題は未だ収束に至らず、介護等体験実施の見通しをもつことができない。1月にオリエンテーション実施を想定して準備をしていたが、年度末までの実施は見送り、保留している。